

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の  
取扱要領に基づく災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

平成24年7月25日

財団法人畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆

- 1 繰延要領第2の1により指定する災害等  
平成24年6月8日から同7月23日までの豪雨及び暴風雨による災害
- 2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類  
すべてのリース